

個人住民税（町県民税）の特別徴収制度について

◆個人住民税の特別徴収とは？

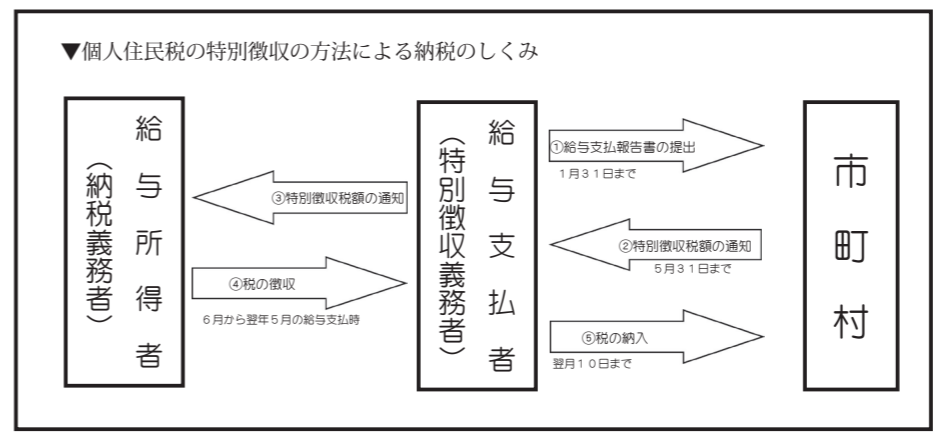
所得税の源泉徴収にあたるものが住民税では特別徴収と呼ばれています。

個人住民税の特別徴収とは、従業員に給与を支払っている事業者が、住民税の納税義務者である給与所得者（従業員）に、毎月支払う給与から住民税額（町民税十県民税）を徴収（天引き）し、給与所得者の所在地の市町村に納入する制度です。

法律等（地方税法および町税条例の規定）により、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業者は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければなりません。

「従業員の所得税は源泉徴収しているけれど個人住民税は徴収していない」という事業主さんは、役場での手続きをお願いします。和歌山県および県内すべての市町村では、個人住民税の特別徴収による納税義務の徹底に向けて取り組んでいます。

特別徴収義務者である事業者のみなさんをはじめ従業員のみなさんのご協力をお願いします。
※詳しくは、税務課 税務班（☎23-7734）



広川町プレミアム商品券の利用は12月31日まで

広川町プレミアム商品券ご購入の方々には、多くのご利用ありがとうございます。商品券の使用期限は12月31日（木）となっておりますので、期間内にご利用ください。



◆商品券ご利用の注意事項



- ①この商品券は広川町内の登録している店舗、事業所のみで使用できます。
 - ②商品券を現金に換えることはできません。
 - ③商品券を使用するお買い物物でつり銭はできません。
 - ④公共料金、税金、ローン、債務等の支払い、及び図書券、ビール券、商品券、切手、はがき、印紙等換金性の高いものの購入には使用できません。
 - ⑤店舗によっては商品券が使用できない場合や、取扱対象外の商品やサービスがありますので、ご利用の際に取扱い店でご確認ください。
 - ⑥有効期限を過ぎた商品券（平成28年1月1日以降）は、如何なる理由があっても無効とします。
- ▼詳しくは、産業建設課 産業班（☎23-7764）まで

ルールを無視したゴミは収集できません

一部の方が分別をせずゴミを出しています。ゴミを出される時は、収集する人から処理する人のことまで考えて、これからもより一層のゴミの正しい分別・出し方に皆さんのご協力をお願いします。

■収集できないゴミ

- ・正しく指定袋に入れられていないもの。
- ・分別がきちんとされていないもの（例プラスチック専用袋にペットボトルが入っているなど）
- ・収集日や時間が守られていないもの。

注：ルールを守らず出されたゴミ袋には、違反警告シールを貼っていますので、心当たりのある方はゴミを持ち帰り、分別を行い再度出し直してください。そのまま放置されているとゴミ袋の中を調べ指導の対象とします。

※詳しくは、住民生活課 住民環境班（☎23-7714）まで

認知症の方とその家族が集う会

認知症とうまく付き合っていくために、同じ立場の方同士で日頃の悩みや不安等についてざっくばらんに話し合う場です。心の負担を軽くしたり、介護のコツや情報を収集しませんか。

■日時／平成28年1月6日（水）
午後1時30分～午後3時

■場所／広川町保健福祉センター（役場となり）2階ボランティア室

※理学療法士の先生をお招きし、運動療法やレクリエーションと認知症状との関係等についてお話をうかがい、アドバイスを頂く予定です。

※詳しくは、地域包括支援センター（☎23-7724）まで

FAXでの119番通報について

湯浅広川消防組合では、言葉や聴覚の不自由な方からファックスを使用している119番通報を受診することができます。電話による119番通報が困難な場合にご利用ください。



◆記入事項

- ①火事又は救急
 - ②住所
 - ③氏名、年齢
 - ④意識の有無（意識がない場合に救急隊員を増員して出場する場合があります）
 - ⑤電話番号
 - ⑥病歴、かかりつけ医
- ※いざという時のために、必要事項を記入した用紙（様式は自由）を事前に準備しておきましょう。

◆FAX送信からの流れ

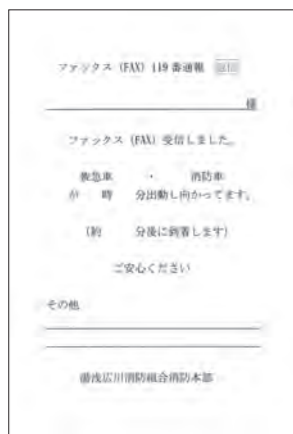
①緊急事態発生

②FAXで119番をダイヤル送信

③救急車（消防車）が出場と同時に受診確認ファックスを返信します。

（火災やガス漏れなどで、危険がある場合は返信を待たずにその場から速やかに避難してください。）

FAXを受診



FAXを送信



▼詳しくは、湯浅広川消防組合 警防課救急係（☎64-0119）まで